

現代経済学 2

価 格 理 論

II

今 井 賢 一
宇 沢 弘 文
小 宮 隆 太 郎
根 岸 隆
村 上 泰 亮

岩 波 書 店

価格理論Ⅱ

1971年12月18日 第1刷発行 ©
1980年5月20日 第8刷発行

¥ 1700

著 者	今 井 賢 一 宇 沢 弘 文 小 宮 隆 太 根 岸 泰 郎 村 上 泰 亮
発 行 者	緑 川 亨

〒101 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
発 行 所 株式会社 岩 波 書 店
電話 03-265-4111
振替 東京 6-26240

印刷・精興社 製本・牧製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします

は し が き

本巻は『価格理論』全3巻の第Ⅱ巻にあたり、「所得分配」を扱った第Ⅲ部と、経済学の「規範的」な理論である「厚生経済学」を扱った第Ⅳ部の二つの部からなる。『価格理論』全3巻の構成、執筆にあたってのわれわれの基本方針や価格理論さらには経済学全体についての考え方は、第Ⅰ巻の「はしがき」および「序論」に詳しく述べられているので、それを参照して頂きたい。なお第Ⅲ巻は「貯蓄・投資」と「産業組織」の二つの部を含む予定である。

昭和46年11月

著 者

現代経済学 ■ 全10冊

(編集) 宇沢弘文 熊谷尚夫 小宮隆太郎
館龍一郎 建元正弘 渡部経彦

価格理論 I 今井賢一 宇沢弘文
II 小宮隆太郎 根岸隆
III 村上泰亮

所得分析 小泉進 建元正弘

経済発展と変動 稲田献一 宇沢弘文

金 融 館龍一郎 浜田宏一

財 政 貝塚啓明 館龍一郎

国際経済学 小宮隆太郎 天野明弘

経済政策 渡部経彦 筑井甚吉

経済体制 村上泰亮 熊谷尚夫
公文俊平

岩波書店刊

目 次

は し が き

第Ⅲ部 所得分配

第5章 所得分配

5.1 序 論・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

学説史的背景 所得の定義 所得の機能的分配と階層別分布
経済成長と所得分布

5.2 賃 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

労働市場の特徴 労働に対する需要曲線 労働供給曲線：標準
的理論 賃金の決定 標準的理論の解釈と応用 農家の労働
供給 主婦の労働供給 働くことの効用 労働者総数の変化
労働能力への投資：転職と教育 賃金のなかの利潤・地代の要素
「勤労所得」と「不労所得」の区別 労働組合の役割

5.3 地代と地価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

地代とは何か 地代と賃金の類似性 地代と賃金の相違点
地代に対する課税

5.4 利 潤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

リスク負担の報酬としての利潤 利子と利潤 経営者に対する
報酬と利潤 独占利潤との区別 動学的側面 危険負担資本
の需要と供給

付論：生産要素の移動と所得率の均等化・・・・・・・・・・ 71

生産要素の移動の原理 税制と生産要素の移動 日本経済の二
重構造 賃金格差の原因 潜在失業

参 考 文 献・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

第Ⅳ部 経済厚生

第6章 競争的均衡の効率性

6.1	序 論	91
	実証的分析と規範的分析 「新厚生経済学」の立場	ビグーの『厚生経済学』とその批判 市場と投票
6.2	最適性定理	103
	部分均衡分析による証明 最適性 配分のコア	消費者余剰の概念の問題点 限界代替率の均等 計算価格としての競争価格
		パレー 完全競争と限界代替率 資源
6.3	最適性定理の応用	127
	独占と資源配分 と間接税	寡占と資源配分 自由貿易の利益 直接税
第7章 市場の失敗		
7.1	費用逓減	142
	限界条件と総体条件：部分均衡分析 均衡分析	社会的厚生と利潤：一般均 限界費用価格の原理 投資基準
7.2	外部効果	160
	金銭的外部効果と技術的外部効果 一般均衡分析	私的費用と社会的費用 外部効果の市場化
7.3	公共財	176
	公共財とは何か リンダールの解法	公害の公共財的側面 投票による決定
7.4	動学化と不確実性	192
	動学的資源配分 包絡面の定理	動学的市場の失敗 不確実性と市場の失敗
	土地利用の2期間モデル	
	付論：次善問題	211
	次善問題の例 的条件：一般均衡分析	次善理論 次善的条件：部分均衡分析 次善
第8章 所得分配と社会的選択		
8.1	所得分配と社会的厚生関数	223
	所得分配の規範的分析 的厚生関数	補償原理 公共的関心の集計
		社会的無差別曲線 保険としての所得再分配
8.2	民主主義の理論	245

投票のパラドックス 民主主義の諸条件 社会的厚生関数の可
能性 一般可能性定理の解釈 多数決の経済学 政治過程の
分析の必要性

参 考 文 献	263
人 名 索 引	265
事 項 索 引	267

『価格理論Ⅰ』目次

序 論

第Ⅰ部 消費・生産

第1章 消費

第2章 生産

第Ⅱ部 市場均衡

第3章 競争的均衡

第4章 不完全競争

『価格理論Ⅲ』目次

第Ⅴ部 貯蓄・投資

第9章 貯蓄

第10章 投資

付 論：動学均衡

第Ⅵ部 産業組織

第11章 産業組織(その1)

第12章 産業組織(その2)

第13章 産業組織(その3)

第14章 産業組織(その4)

第 III 部 所得分配

第5章 所得分配

5.1 序 論

学説史的背景

古典派以来の経済理論のなかで、分配に関する理論は、しばしば重要な地位を占めてきた。「労働の生産物が社会のさまざまな階級や境遇の人々のあいだに自然に分配される秩序」(『諸国民の富』序論)を明らかにすることは、アダム・スミスの最も重視した研究課題の一つであった。さらにデイヴィッド・リカードは、「社会の発展段階が異なると、地代、利潤、および賃金の名目で、諸階級のそれぞれに割りあてられる全生産物の分け前は、まったく異なるであろう。……この分配を支配する諸法則を決定すること、これが経済学の主要問題である。」(『経済学及び課税の原理』序)と述べている。このようなリカードの影響によって、古典派とそれに続くかなりの期間をつうじて、経済学を「生産の理論」と「分配の理論」との二つに分けることが慣習となった。前者は生産の総量を決定する要因の分析であり、後者はそれが種々の生産要素ないし種々の人々の間に分配される割合を決定する要因の分析である。そしてこれら二つの領域では、異なった要因が働き、異なった説明が必要である、と考えられたのである。リカードは、この二つの領域を分けて取り扱い、生産物と生産要素の価格形成に対して違った説明をしている。たとえば、生産物の価格はその生産に必要な労働量によってきまる価値に依存するという労働価値説がとられているが、土地の用役の価格である地代に関しては、有名な差額地代論として、まったく別の理論が展開されているのである。

このようにリカードによって代表される古典派は、分配の理論と生産の理論とをたがいに独立に、ときには対立的に取り扱った。たとえば、ジョン・スチュ

アート・ミルは、このような生産の理論と分配の理論との対立的関係を、やや異なった角度から強調している。ミルは「富の生産に関する法則や条件は、物理的真理の性質をもち、したがって人間の意のままに左右されるところはいささかもない。……ところが、富の分配についてはそうではない。これはもっぱら人間の制度の問題である。……富の分配は、社会の法律と習慣によって定まる。」(『経済学原理』第2部第1章第1節)と述べ、分配の理論が交換や生産の理論とはまったく独立に成立するような説明を与えている(同上第2部第16章第6節)。

しかし、十分に包括的な価格の理論をもっている現代経済学の立場からみると、このような分配の理論の古典派的な位置づけは、妥当なものとはいえない。よく知られているように、古典派は限界概念をほとんど理解しておらず、また需要の理論ないし消費の理論をもたなかったために、生産・交換・分配の理論を包括的に展開することができなかった。限界概念を駆使して需要の理論ないし消費の理論を展開し、それを基礎として、生産物と生産要素の価格を包括的に取り扱う試みをはじめて展開したのは、オーストリア学派であった。限界効用の概念の上にまず消費財の需要に関する理論が建設され、ついでそれからの派生需要という形で生産要素にたいする需要が説明された。そして、現代の経済理論は、『価格理論Ⅰ』で説明したように、消費の理論・生産の理論、そしてそれらを結びつける市場均衡の理論により、生産と消費を含む経済活動の全体を、市場における価格形成の理論、すなわち「交換の理論」としてとらえている。生産要素としての労働・土地・資本財なども、それぞれ財の一種であり、市場における交換のプロセス全体のなかで、その価格が決定される。生産要素への報酬としての所得の分配は、価格機構のなかにおける交換のプロセスにより決定されているのである。

たしかに、「分配」ということの本来の意味は、生産物がどのように社会の各構成員に分けられるか、ということである。しかし、自給自足的な農業社会ならばともかく、分業にもとづく産業社会では、通常生産物は直接そのままの形で分配されない。まず、各人の提供する生産要素に対する報酬として貨幣所得が支払われ、その所得を各人がつかって生産物を入手する、という間接的な分配の形が支配的である。したがって、分業を基礎とした社会では、「分配」は主として

「貨幣所得の分配」という形をとる。したがって「所得分配」とは、労働・土地・資本などの生産要素に対する報酬(サービスの価格)の決定であり、生産要素の価格決定は各生産要素の市場において行なわれる。このようにして「分配」の理論とは、生産要素の市場における交換をつうじての、生産要素の価格形成の理論にほかならない。アルフレッド・マーシャルのいうように、「分配と交換の理論は……、ほとんど同一問題の両面たる観がある。」(『経済学原理』第十附録、一)。このように、分配の理論は、基本的には、『価格理論Ⅰ』で示した交換をつうじての価格形成の理論の一部であり、あるいはその応用であるということを、ここで強調しておきたい。

しかしこのような基本的な理解を確認したうえで、生産要素の市場での交換には、他の市場での交換に見られない独自の特徴があることもまた事実である。

『価格理論』で、交換の一般理論と別に、所得分配の章を設けたのも、生産要素の交換には生産物の交換には見られない特殊性があるからである。

そのような特殊性としては、まず第一に、生産物とは異なり、生産要素は主として家計が供給し、企業が需要するものであるということがあげられる。『価格理論Ⅰ』で説明した「交換の理論」では、生産物にたいする家計の需要と、企業による生産物の供給に説明の力点がおかれている。もちろん、企業によって需要される生産物(中間生産物・原材料・燃料など)があるように、家計によって需要される生産要素(家事労働・植木屋などの労働サービスなど)もある。しかし、生産要素の交換として重要なのは、やはり家計が供給し企業が需要する場合である。したがって、分配の理論は、交換をつうじての生産要素の価格形成として、一般的な交換の理論により、その一つの応用として説明されるのであるが、生産要素の供給は家計の理論ないし消費者行動の理論により、需要は主として生産の理論ないし企業の理論によって説明されるという特殊性をもつのである。

第二の特殊性は、第一のそれから導かれる結果であり、生産要素の価格の形成、したがって家計の所得の稼得は、その家計に属する各個人の効用にとって大きな影響を与えるという点にある。個人の効用にとっては、各人の所得によってどれだけの生産物を購入することができるかということが重要であり、したがって生

生産物の価格形成も各個人の効用にとって重要である。しかし、所得は多くの種類の生産物の購入に支出されるから、個々の生産物の価格の変化が効用に与える効果はかぎられているのにたいして、個々の家計の所得の稼得は単一ないしごく少数の種類の生産要素の供給によることが多いから、各人の効用にたいするその生産要素の価格の変化の影響は生産物の場合とくらべて比較にならないほど大きい。

第三に、とくに労働サービスの供給については、後述するように生産要素のサービスという財と、その所有者である生身^{なみみ}の人間とが不可分であることに基づく特殊性がある。したがって、単に財の交換とそれに伴う所得の稼得ということをこえるさまざまな問題が発生する。この点に関しては5.2節で詳しく取り上げる。

このような生産要素市場における特殊性が、生産要素の価格形成の過程、すなわち所得形成の過程にたいして、政府が政策的に干渉し介入することの必要性を大きくしている。しかし、分配の理論の基礎となっているのは、『価格理論Ⅰ』で説明した標準的な「交換の理論」である、ということを強調しておきたい。所得分配の過程に対する政策的な介入の効果や意義を明らかにするためにも、そのような介入が行なわれない場合の分配の原理を明確にとらえておかなければならない。経済外的介入の事実が顕著であり、また介入の必要性が強い生産要素市場の分析においてこそ、標準的な交換の理論に基づく正しい理解がとくに必要とされるのである。

なお、この章の議論は、『価格理論Ⅰ』の「序論」で述べた意味での「実証的分析」であって、「規範的分析」ではない。本章では、現在の競争的市場機構の下で、どのようにして賃金・地代・利潤が決定されるか、についての基本的な原理を明らかにする。したがって、たとえば賃金が限界生産力に다가って支払われると説明したからといって、それが「正当」であるという意味はまったく含まれない。限界生産力説は、競争的市場機構における客観的事実を説明するためのものであって、その公正さ、不当性というような価値判断とは無関係であり、何らの規範的意味も含んでいない。規範的分析は、本章の実証的分析とは違った観点から、別個に行なわれなければならない。『価格理論』では、そのような規範的分析は、本巻後半の第Ⅳ部「経済厚生」第6～8章で行なわれる。

所得の定義

「所得」とは何か。これは理論的にも実際的にもかなり複雑で難しい問題であるが、経済学的には一応つぎのように二通りの定義が考えられる。まず第一は、ある個人あるいはある家計の所得を、「一定期間内に、ある個人あるいはある家計の構成メンバーが自ら所有する生産要素を提供して、生産活動に寄与することにより、稼得する価値の総額」と定義するのである。労働サービスを提供することに対する報酬としての「賃金・給与」、土地とか家屋を賃貸するさいに受け取る「地代・家賃」(ただし経費を差し引いた純額)、自分の資本と労働を使って事業を営む個人業主の事業収入からすべての経費を差し引いた残りの「個人業主所得」、資金を一定の期間有価証券に投資したときにその対価として受け取る「利子・配当」などは、すべて個人の所得を構成するものである。

いま挙げた各種の貨幣所得のほかに、市場での取引という形をとらないが、ある個人の所得とみなされる「帰属所得」(imputed income)として、どのようなものを所得に含めるか、ということが問題になる。たとえば、農家が自家生産して消費する農産物は当然農家の所得に含まれるべきである(ただし経費は控除する)。国民所得統計上の帰属所得の一例は、自分が所有している住宅に住んでいる人々の「帰属家賃」である。貸借関係は存在しないわけだが、推定される家賃だけの所得がそこに生じ、かつ消費されたと考えるのである。それぞれ東京と大阪で自分の持家に住んでいた2人の人が、転勤のために引越して、不動産業者の仲介によって相手の家に住むことになり、それぞれ家賃を相手に支払うことになったとしよう。もともと帰属家賃を所得に含めておけば、このようなときに2人の所得は変化しないが、そうでないときには、2人の所得は増えることになり不都合である。この場合の「生産」活動による生産物は、家屋という資産が提供する住宅サービスであり、その対価が家賃であり、家賃から住宅の修理費・維持費・負債利子・減価償却費などを控除した「純家賃」がこの場合の所得である。このように考えられた生産活動は、その家屋に住んでいる人が持主であろうが借家人であろうが、かわりはない。したがって「帰属家賃」を推定して所得のなかに含めた方が合理的である。

個人の所得のもう一つの定義の仕方は、「ある個人が期初に所有している資産の総額を期末においても維持するという制約条件のもとで、一定期間中に消費しうる価値額の最大値」を所得と定義するものである。この定義と第一の定義の重要な相違点の一つは、資産の市場価値が変動することによって生じる「キャピタル・ゲイン」(あるいはキャピタル・ロス)¹⁾が、この定義では所得に含まれるのに対して、先の定義では含まれない、という点である。

キャピタル・ゲインには、実現されたキャピタル・ゲインと未実現のキャピタル・ゲインの区別がなされる。「実現された」(realized)とは資産が売却され現金に交換されたということである。しかし人々が合理的に行動するならば、資産の売却によってキャピタル・ゲインがすでに現金となっているか否かは、それほど重要な実質的差異をもたらすものではない。

国民所得統計では所得のなかにキャピタル・ゲインを含めないが、財政学や税法で所得税の問題を扱うときには、実現されたキャピタル・ゲインを一種の所得として考えるのが普通である。また資産選択の理論でも、資産からもたらされる「収益」のなかに、利子・配当・地代などの「インカム・ゲイン」とともにキャピタル・ゲインを含め、両者を区別せずに一括して分析を進めることが多い。

インカム・ゲインとキャピタル・ゲインとは、実際上峻別することが難しい。税法上キャピタル・ゲインに対する税率がインカム・ゲインに対するそれよりも低い場合(日本を含めてほとんどの国についてそうである)には、納税者はインカム・ゲインをキャピタル・ゲインの形に変えようとする。たとえば木材の生産者が山林に苗木を植えて、15年後、20年後に伐採して原木を売却すればインカム・ゲインとして課税されるが、立木のまま土地ごと売却し、新しい土地を購入すれば、木材の売上げによる所得をキャピタル・ゲインに変えることができる。

キャピタル・ゲインと並んで所得に含めるか含めないかという問題が起こるもう一つの項目は「移転支払い」である。「移転支払い」とは、対価を伴わない一方

1) キャピタル・ゲインは日本語では「資本利得」などと訳されることがあるが、適訳ではない。日本の税法では資産の売却によって生ずる「実現された」キャピタル・ゲインは「譲渡所得」と呼ばれている。